

平成 30 年度（2018 年度）社会保障関係予算

— 医療・介護同時報酬改定への対応と財政健全化への視点 —

鵜瀬 優梧

(厚生労働委員会調査室)

1. はじめに
2. 社会保障に関する施策の経緯
3. 平成 30 年度社会保障関係予算の編成過程
4. 平成 30 年度社会保障関係予算の主要事項
5. その他の主要施策
6. おわりに

1. はじめに

平成 30 年度一般会計予算（97 兆 7,128 億円）のうち社会保障関係費は 32 兆 9,732 億円であり、一般会計予算の 33.7%を占める¹。前年度当初予算比で 4,997 億円（+1.5%）の増額となり、5年連続で 30 兆円を超え、過去最大となった。

社会保障関係費の内訳は、年金給付費 11 兆 6,853 億円²（前年度比+1.8%）、医療給付費 11 兆 6,079 億円（同+0.9%）、介護給付費 3 兆 953 億円（同+2.7%）、少子化対策費 2 兆 1,437 億円（同+1.4%）、生活扶助等社会福祉費 4 兆 524 億円（同+0.8%）、保健衛生対策費 3,514 億円（同+15.5%）、雇用労災対策費 373 億円（同+1.4%）となっている（図表参照）。また、厚生労働省所管の特別会計の歳出純計額は、労働保険特別会計が 3 兆 6,089 億円（同+1.7%）、年金特別会計が 67 兆 3,620 億円（同+1.7%）となっており³、東日本

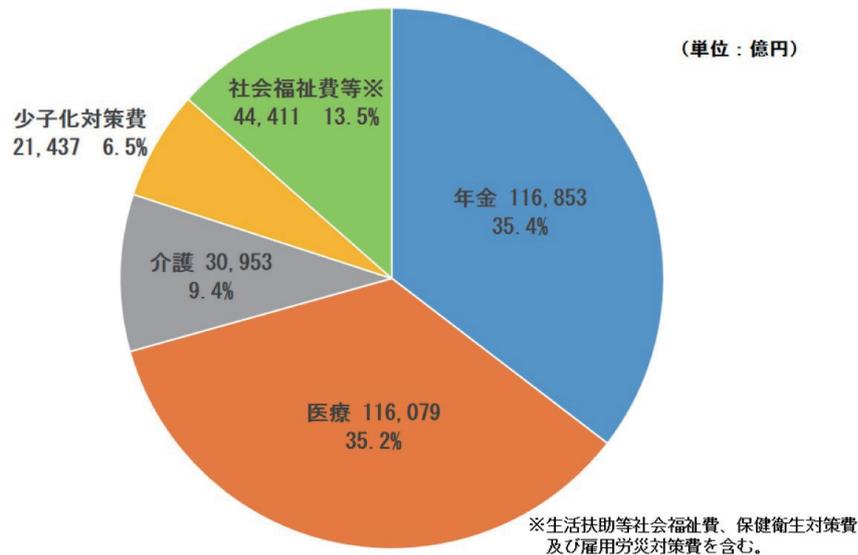
¹ 一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出（58 兆 8,958 億円）に占める社会保障関係費の割合は 56.0%となっており、前年度に比べ 0.4 ポイントの増加となった。

² 平成 30 年度の公的年金の受給額は据置きとなり、マクロ経済スライドによる調整は実施されない見込みとなっている。なお、マクロ経済スライドについては、物価変動や賃金変動等により年金改定率がプラスとならないと調整しないこととされており、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 114 号）において、平成 30 年 4 月から、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整し、年金額を改定することとされている。

³ 年金特別会計の額は、内閣府と共管の子ども・子育て支援勘定を含む。

大震災復興特別会計には 235 億円（同▲57.1%）が計上されている。

図表 平成 30 年度社会保障関係予算の内訳



(出所) 財務省「平成 30 年度社会保障関係予算のポイント」(平 29.12) より作成

予算編成過程においては、骨太方針 2015⁴に示された「経済・財政再生計画」における目安との関係で、平成 28 年度及び 29 年度と同様、平成 30 年度予算においても、概算要求時点で 6,343 億円⁵とされた社会保障関係費の高齢化等に伴う増加額をいかにして目安(5,000 億円程度)の範囲内に収めるかが注目された⁶。また、平成 30 年度は診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定や生活保護制度における生活扶助基準の見直しに加え、「子育て安心プラン」に基づく施策が実施される予定であり、予算編成に関心が集まっていた。

本稿では、これまでの社会保障に関する施策を簡潔に振り返った後、平成 30 年度社会保障関係予算の編成過程及び主要事項等について紹介する。

2. 社会保障に関する施策の経緯

(1) 骨太方針 2015 及び骨太方針 2017⁷

骨太方針 2015 に含まれる「経済・財政再生計画」においては、「安倍内閣のこれまで 3 年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増

⁴ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)

⁵ 内訳としては、年金 1,520 億円、医療 3,054 億円、介護 1,023 億円、福祉等 894 億円の合計額から、他府省所管予算の減少額 148 億円を引いた額となっている。

⁶ 結果として、診療報酬改定における薬価等改定や薬価制度の抜本改革等により、約 1,300 億円が抑制された。

⁷ 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)

加分に相当する伸び（1.5兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続していくことを目安」とし、平成28～30年度の社会保障関係費の実質的な増加額を3年間で1.5兆円に抑えるという目安が記された。そして、平成27年12月、経済財政諮問会議は、骨太方針2015に掲げられた医療・介護等に関する改革検討項目について具体的な方向性や検討実施時期を示す「経済・財政再生計画改革工程表」（以下「改革工程表」という。）を取りまとめた。この改革工程表に基づき、平成29年度の医療・介護制度改革等が進められている。

さらに、骨太方針2017では、『経済・財政再生計画』の『集中改革期間』の最終年度である2018年度（平成30年度）においても、手綱を緩めることなく、社会保障の効率化など、同計画における歳出・歳入両面の取組を進める」とした上で、働き方改革やSociety5.0⁸の実現に向けた人材への投資による生産性の向上等が重点課題として位置付けられた。そして、「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得」ることとされた。

（2）ニッポン一億総活躍プラン

平成27年10月7日、第3次安倍改造内閣は、アベノミクス新・三本の矢⁹の実現に向け、一億総活躍担当大臣を新設し、同月29日には安倍総理を議長とする「一億総活躍国民会議」の初会合を開いた。また、同年11月26日には、同会議において、保育・介護の受皿整備の促進を盛り込んだ「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」（以下「一億総活躍社会緊急対策」という。）が取りまとめられた。

その後、平成28年6月2日、一億総活躍国民会議の議論を経て「ニッポン一億総活躍プラン」（以下「総活躍プラン」という。）が閣議決定され、従来の三本の矢¹⁰の経済政策を一層強化しつつ、必要な政策資源の確保と機動的な政策運営を実施していくこととされた。また、働き方改革を一億総活躍社会の実現に当たっての最大のチャレンジとして位置付け、同一労働同一賃金¹¹の実現など非正規雇用の待遇改善や長時間労働の是正等に取り組む姿勢が示された。

さらに、平成28年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」においては、一億総活躍社会の実現の加速のため、子育て・介護の環境整備や働き方改革の推進等に取り組むこととされた。

⁸ サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通じ、新しい価値やサービスが創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の社会。

⁹ 誰もが今よりももう一歩前へ踏み出すことができる一億総活躍社会を創り上げていくために放つとされた①「希望を生み出す強い経済」（戦後最大の名目GDP600兆円等）、②「夢をつむぐ子育て支援」（希望出生率1.8等）、③「安心につながる社会保障」（介護離職ゼロ等）の3つの施策を指す。

¹⁰ ①「大胆な金融政策」、②「機動的な財政政策」、③「民間投資を喚起する成長戦略」の3つの施策を指す。

¹¹ 職務内容が同一又は同等の労働者に対し、同一の賃金を支払うべきとする考え方とされる。

(3) 働き方改革実行計画策定の経緯

「総活躍プラン」や「未来への投資を実現する経済対策」を踏まえ、平成28年8月3日に発足した第3次安倍第2次改造内閣では働き方改革担当大臣が新設され、さらに同年9月26日には、労働界・産業界・有識者らを交えた、安倍総理を議長とする「働き方改革実現会議」が設置された。

平成28年12月に開かれた第5回働き方改革実現会議において、有識者の検討報告を踏まえ、同一労働同一賃金の実現に向けたガイドライン案が提示され、法改正の在り方について議論がなされた。また、第9回同会議においては、平成29年3月13日の「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」¹²を受け、働き方改革に関する実行計画の取りまとめに向け、内閣官房・厚生労働省、日本経済団体連合会及び日本労働組合総連合会の3者による「時間外労働の上限規制等に関する政労使提案」が示された。

その後、平成29年3月28日、働き方改革実現会議において、働き方改革の推進の指針となる「働き方改革実行計画」が決定された。同計画には、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善や罰則付時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、テレワークや副業・兼業を含む柔軟な働き方がしやすい環境整備等の内容が盛り込まれている。

なお、政府は、非正規雇用の処遇改善や長時間労働の是正等の実現のため、働き方改革関連法案を平成30年の常会に提出する予定である。

(4) 子育て安心プラン策定の経緯

待機児童問題の深刻化を受け、平成25年4月、政府は「待機児童解消加速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)を策定した。「加速化プラン」は、平成25～29年度の5年間で50万人分の保育の受皿を確保し¹³、待機児童の解消を図るものである。平成29年9月1日に厚生労働省が公表した『「待機児童解消加速化プラン」集計結果』によると、平成25～28年度で整備された保育の受入枠は約42.8万人分で、平成29年度においても約16.6万人分の受入枠の確保が見込まれている¹⁴。一方、同省の「保育所等関連状況取りまとめ」によると、平成29年4月1日時点の全国の待機児童数は2万6,081人で、前年比2,528人の増加となっている。

待機児童解消に向けた取組を更に推進すべく、平成29年6月2日、政府は「加速化プラ

¹² 日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会による合意。働き方改革を強力に推し進めることで過労死・過労自殺ゼロの実現等に取り組むとしたもので、時間外労働の上限規制等の内容を働き方改革に関する実行計画に盛り込むこと等が要望されている。

¹³ 「一億総活躍社会緊急対策」において、平成29年度末までの受皿整備拡大量を当初目標の「40万人分」から「50万人分」に拡大し、「加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備の前倒しを図ることとされた。

¹⁴ 保育の受入枠の数字は企業主導型保育事業による保育の受入枠拡大部分を含む。なお、子ども・子育て支援新制度の実施については内閣府に予算が計上されており、同制度の中で、平成29年度までの企業主導型保育事業の約7万人の整備に加え新たに2万人分の整備を実施するなど、企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援を実施することとし、平成30年度予算では1,701億円(前年度比+388億円)が計上されている。また、「新しい経済政策パッケージ」においても、子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0～2歳児相当分)に充てることとされている。拠出金率の引上げは段階的に実施し、平成30年度は0.29%(現行+0.06%)に引き上げる方針とされている。

ン」の後継策として「子育て安心プラン」を策定した。その内容としては、まず待機児童解消に必要な受皿約 22 万人分の予算を平成 30～31 年度（2019 年度）の 2 年間で確保し、遅くとも平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間で全国の待機児童の解消を図るとともに、いわゆる M 字カーブを解消するため、平成 30～34 年度（2022 年度）の 5 年間で、女性の社会進出に伴う女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分（上記 22 万人分を含む）の受皿整備を実施することとされている。

さらに、平成 29 年 9 月 25 日の記者会見において、安倍総理は「子育て安心プラン」における 32 万人分の受皿整備時期を「平成 34 年度まで」から「平成 32 年度まで」へ 2 年前倒しすることを発表した¹⁵。

（５）新しい経済政策パッケージ

安倍総理は、衆議院解散を表明した平成 29 年 9 月 25 日の記者会見において、更なる少子高齢化の進行が見込まれる将来の日本の成長のため、「人づくり革命」¹⁶及び「生産性革命」¹⁷を 2 つの柱として改革を行うこととし、これらの内容を盛り込んだ政策パッケージを当年内にまとめる考えを示した。あわせて、「人づくり革命」の推進に当たり、子育て世代への投資を拡充するため、消費税率の引上げによる増収分の使途を変更する考えを表明した。

そして、平成 29 年 12 月 8 日、政府は「人づくり革命」や「生産性革命」の推進等に向けた「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。同パッケージにおいては、「人づくり革命」を長期的課題ととらえた上で、3～5 歳の全ての子どもたちの幼稚園、保育所及び認定こども園の費用を原則無償化する等の幼児教育の無償化¹⁸や、「子育て安心プラン」を前倒しする等の待機児童解消¹⁹、介護人材の処遇改善²⁰等の施策を実施することとされている。なお、「人づくり革命」の実行に当たっての財源については、平成 31 年（2019 年）10 月に予定されている消費税率の引上げによる増収分（1.7 兆円）や事業主が負担する子ども・子育て拠出金の増額分（0.3 兆円）を活用することとされている。

「生産性革命」については、平成 32 年（2020 年）までの 3 年間で「生産性革命・集中

¹⁵ 平成 25～29 年度の保育拡大量（見込値）について、平成 29 年 9 月に公表された数値（約 52.3 万人分）が平成 28 年 9 月に公表された数値（約 48.4 万人分）を上回った。32 万人分の受皿整備時期の 2 年前倒しに当たっては、この上積み分を活用することとされている。（加藤厚生労働大臣記者会見（平 29.9.1）〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000176294.html>〉（以下、URL の最終アクセスの日付はいずれも平成 30 年 1 月 17 日））

¹⁶ 幼児教育の無償化など人材への投資を行う施策。

¹⁷ 人工知能等のイノベーションを活用し、「Society5.0」時代の新付加価値を創出することで、革命的に生産性を押し上げる施策。

¹⁸ 平成 31 年 4 月から一部が、平成 32 年（2020 年）4 月から全面的に実施される。

¹⁹ 「子育て安心プラン」について、平成 30 年度から早急に実施し、32 万人分の保育の受皿整備時期を 2 年前倒しするほか、保育士の処遇改善について、平成 30 年度の人事院勧告に伴う賃金の引上げに加え、平成 31 年 4 月から更に 1%（月 3,000 円相当）の賃金引上げを実施するなどとされている。

²⁰ この処遇改善の収入を、他の介護職員等の処遇改善に充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠とし、公費 1,000 億円程度が投じられることとなっており、平成 31 年（2019 年）10 月から実施予定である。

投資期間」として、大胆な税制や予算、規制改革等の施策を総動員することで、①日本における労働生産性を平成 27 年までの 5 年間の平均値である 0.9%の伸びから倍増させ年 2%の向上とし、②平成 32 年度（2020 年度）までに対平成 28 年度比で日本の設備投資額を 10%増加させ、③平成 30 年度以降 3%以上の賃上げを実施する、といった目標の達成に向けて取り組み、国民一人一人のやりがいの発揮や持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるとともに、日本の潜在成長率の向上と国際競争力の強化を実現することとされている。医療・介護分野における遠隔診療に関するルールを含むガイドラインの整備や介護現場でのロボット等の活用等のほか、個人の力を引き出す雇用・教育環境の整備や多様で柔軟なワークスタイルの促進等についても取り組むこととされている。

3. 平成 30 年度社会保障関係予算の編成過程

(1) 概算要求

平成 29 年 7 月 20 日に閣議了解された「平成 30 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、年金・医療等に係る経費については、高齢化等に伴う増加額として 6,300 億円を加算して要求することが認められた。ただし、当該増加額について、平成 25～29 年度予算と同様、「経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むとともに、過去 5 年間の増加額が高齢化による増加分に相当する伸びとなっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成 30 年度まで継続していくことを目安」とし、改革工程表に沿った施策の着実な実施を含め合理化・効率化に最大限取り組むことが求められた。

消費税率の引上げと併せて行われる「社会保障の充実」²¹の増分については、社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討することとされた。また、骨太方針 2017 で示された、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け安定的な財源確保の進め方を検討することの方針を踏まえた対応についても、財源と合わせて予算編成過程で検討することとされた。

(2) 平成 29 年度補正予算

平成 29 年 12 月 22 日、政府は平成 30 年度予算とともに平成 29 年度補正予算を閣議決定した。厚生労働省所管分としては 1,293 億円が計上されている。主な内容は以下のとおりである。

「生産性革命」の推進として 112 億円が計上され、そのうち、医療の生産性革命実現プロジェクト²²の実施に 23 億円、介護事業所における生産性向上の推進²³に 2.9 億円、また、

²¹ 消費税収の国分の使途について、従来の高齢者 3 経費（基礎年金・老人医療・介護）から社会保障 4 経費（年金・医療・介護・子育て）に拡大し、消費税率 5%引上げ分のうち、1%程度分を社会保障の充実に、4%程度分を社会保障の安定化に充てることとされている。

²² 医療の質・安全性の向上、高度化、効率化及び均てん化のため、大規模医療情報や医用画像等の医療ビッグデータについて、ICTを用いた収集・利活用に関する研究の支援を行うこととされている。

²³ 規模が小さい介護事業所等における業務の見直しによる効率化など生産性の向上を推進するため、介護業界における生産性向上の横展開を支援するためのガイドラインの作成を目指し、経営の専門家による個別事業所の訪問等を通じた調査研究等を前倒しで実施することとされている。

在留資格「介護」の創設²⁴に伴い、介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図ることとし、既存の介護福祉士等修学資金貸付制度²⁵の原資への積み増しを図るため14億円が計上されている。また、「人づくり革命」の推進については659億円が計上されており、そのうち「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受皿整備の推進のために643億円が計上されている。さらに、九州北部豪雨等の発生を受け、水道施設や医療施設等の復旧、防災・減災対策等の強化のために381億円、そのほか、世界保健機構（WHO）を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）²⁶の推進に50億円が計上されている。

（3）平成30年度予算

ア 予算編成の基本方針

平成29年12月8日、政府は「平成30年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。同方針においては、一億総活躍社会の実現へ向けた取組を加速させ、改革工程表を踏まえて歳出改革を着実に推進するとした上で、『子育て安心プラン』を踏まえた保育の受け皿整備など『人づくり革命』の推進や『生産性革命』の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す」とされた。

イ 政府案閣議決定と社会保障の充実

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定や社会保障の充実、生活保護制度の見直し等の内容・配分については、平成29年12月18日の大臣折衝を経て合意され、同月22日、政府は平成30年度予算を閣議決定した。

消費税率引上げによる平成30年度の増収分8.4兆円は全て社会保障の充実・安定化に充てられる。社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、基礎年金国庫負担割合2分の1の実現に3.2兆円が向けられ、残額については、「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」の合計と「後代への負担のつけ回しの軽減」におおむね1対2の割合で按分された額がそれぞれ計上されている。具体的には、「社会保障の充実」に1.35兆円、「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」に0.39兆円、「後代への負担のつけ回しの軽減」に3.4兆円が計上されている²⁷。

平成30年度予算における「社会保障の充実」については、消費税増収分（1.35兆円）

²⁴ 平成29年9月1日に施行された「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号）により、日本の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士国家資格を取得した留学生に対して、日本国内で介護福祉士として介護又は介護の指導を行う業務に従事することを可能とする在留資格「介護」が新たに創設された。

²⁵ 外国人留学生が介護福祉士の資格取得のため介護福祉士養成施設で修学する際、必要費用等について貸付を行う制度。資格取得後、介護の仕事に5年間継続して従事した場合、修学資金等の返済が全額免除されることとなっている。

²⁶ 全ての人が、適切な健康増進や予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる状態。

²⁷ 計数は四捨五入の関係により端数において合計と合致しない。

に加え、重点化・効率化による財政効果（0.51兆円）により、1兆8,659億円²⁸が財源として確保された。子ども・子育て支援新制度の実施のため、公費ベースで平成29年度と同額の6,526億円が計上されているほか、平成30年度予算において増額した項目としては、地域医療介護総合確保基金²⁹の医療分、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など地域支援事業の充実、国民健康保険への財政支援の拡充のための保険者努力支援制度等³⁰、年金受給資格期間の短縮³¹等が挙げられる。

4. 平成30年度社会保障関係予算の主要事項

(1) 診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬同時改定

平成30年度は、おおむね2年ごとの診療報酬改定、また、原則3年ごとの介護報酬及び障害福祉サービス等報酬改定が行われる、6年に1度の同時改定の年に当たる。「経済・財政再生計画」に示された目安との関係もあり、同時改定は平成30年度予算編成過程において焦点となり、早くからその動向が注目された。

さらに、今回の改定は、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けた実質的に最後の同時改定となるため、今後の医療・介護の在り方を方向付けるものとして重視された。

ア 診療報酬改定

骨太方針2017においては、診療報酬改定の在り方について検討するに当たり、人口・高齢化の要因を上回る医療費の伸びの大きさや、保険料等の国民負担、物価・賃金の動向、医療費の増加に伴う医療機関の収入や経営状況、保険財政や国の財政に係る状況等を踏まえることとされていた。

平成29年12月13日の中央社会保険医療協議会において、平成30年度診療報酬改定に関する診療側の意見として、医療経済実態調査³²の結果等から、医療機関は総じて経営悪化となっていること、また安倍総理が平成30年春の労使交渉における3%の賃上げを要請していること等から、診療報酬のプラス改定を求める旨が示された。

これに対し、支払側からは、国民負担の抑制等の観点からマイナス改定とすべきである旨の意見が示された。平成29年11月29日に財政制度等審議会が取りまとめた「平成30年度予算の編成等に関する建議」においても、医療費の伸びを高齢化等による伸びの

²⁸ 内訳は、国費が1兆732億円、地方費が7,927億円となっている。

²⁹ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）（以下「医療介護総合確保推進法」という。）に基づく基金。医療分は平成26年度から、介護分は平成27年度から開始されている。

³⁰ 平成30年度からの国民健康保険制度の改革（都道府県単位化）と併せて実施される財政調整機能の強化や保険者努力支援制度の実施等のため約1,500億円が計上され、都道府県に設置されている財政安定化基金の特例基金の活用分を含めると、約1,700億円が確保されることとなった。なお、財政安定化基金については、160億円の積み増しや全国健康保険協会への国庫補助の特例分を合わせ、2,000億円の基金規模を達成した。

³¹ 納付した保険料に応じた給付を行い無年金者の発生を抑えよとの理念の下、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第84号）が平成29年8月1日から施行され、年金受給資格期間が「25年」から「10年」に短縮された。

³² 第21回医療経済実態調査において、平成28年度の一般病院の損益率は▲4.2%の赤字となっている（一般病院における医業収益と介護収益の合算額に対する医業・介護費用の割合が104.2%となっており、費用が収益を4.2ポイント上回る結果となった）。

範囲内とするためには▲2%半ば以上のマイナス改定が必要であり、また、薬価については、市場実勢価格を適切に反映した改定を実施するとともに、薬価制度の抜本改革を具体化していくことが求められる旨の認識が示された。

最終的な改定率等については、平成29年12月18日の大臣折衝を経て次のように合意された。診療報酬のうち、本体部分が+0.55%（国費ベースで約588億円）³³、薬価等部分が▲1.45%（同約1,555億円）となった³⁴。本体部分と薬価等部分を合わせた全体の改定率は▲0.9%となり、前回の平成28年度改定に続き連続のマイナス改定となった。なお、薬価については薬価制度の抜本改革³⁵を実施することとされており、これによる削減分▲0.29%を合わせると、薬価等部分の改定率は▲1.74%、診療報酬全体については▲1.19%となる。このほか、医薬品の備蓄の効率性や医療経済実態調査結果における損益率の状況等を踏まえ、いわゆる大型門前薬局の調剤報酬についての適正化（同▲約56億円）を実施することとされている。

イ 介護報酬改定

骨太方針2017においては、介護保険法等改正法³⁶に基づき創設されることとなった介護医療院³⁷の介護報酬の在り方等について検討するとした上で、自立支援に向けた介護サービス事業者に対するインセンティブ付与のためのアウトカム等に応じた介護報酬の在り方や通所介護の給付の適正化等について平成30年度改定で対応することとされた。

厚生労働省は、同省が平成29年5月に実施した「平成29年度介護事業経営実態調査」において、平成28年度の介護サービスの収支差率が平成25年度末と比し4.5ポイント低下したことに着目した上で、平成27年度の介護報酬マイナス改定（改定率▲2.27%）や、職員確保のため人件費に回す金額が増えたことが介護事業所の経営の圧迫につながったと分析していた。

一方、「平成30年度予算の編成等に関する建議」においては、保険料負担増の抑制のため、介護報酬について一定程度のマイナス改定としつつ、収支差率の状況等を踏まえた報酬水準の適正化等が必要である旨の見解が示されていた。

最終的な改定率は、平成29年12月18日の大臣折衝を経て、+0.54%（国費ベースで

³³ 各科改定率は、内科+0.63%、歯科+0.69%、調剤+0.19%となっている。

³⁴ 薬価については、平成29年12月6日に中央社会保険医療協議会が公表した「医薬品価格調査（薬価本調査）の速報値」において、医薬品の公定価格と市場価格の開きを示す平均かい離率（9月取引分）は約9.1%との結果が出ていた。

³⁵ 市場規模が350億円を超えた医薬品について年4回の新薬の保険収載の機会に市場拡大再算定のルールに従い薬価を改定する「効能追加等による市場拡大への速やかな対応」、「毎年薬価調査及び毎年薬価改定の導入」、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度（以下「新薬創出等加算」という。）における対象品目の革新性・有用性に着目した見直しを含む「新薬創出等加算の見直し」、長期収載品依存からより高い創薬力を持つものへの製薬産業構造転換の観点から踏まえた、後発品上市後10年を経過した長期収載品の薬価の段階的な引下げを含む「長期収載品の薬価の見直し」等が実施される。なお、平成30年度予算においては、「新薬創出等加算の見直し」や「長期収載品の薬価の見直し」等の内容が反映されることとなっている。

³⁶ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）

³⁷ 慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた介護保険施設。なお、平成29年12月18日、社会保障審議会介護給付費分科会の報酬改定に当たっての基本的な考え等が示された「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」が取りまとめられ、介護医療院の基本報酬の基準等に関する考えが示された。

約 137 億円) とされた。内訳としては、地域包括ケアシステムの推進や質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上、介護保険料の上昇の抑制、介護サービスの利用者負担の軽減、介護事業者の安定的経営の確保等の視点を踏まえ、自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの評価等で+1%程度、改革工程表に沿った通所介護等の給付の適正化で▲0.5%程度とすることとされている。

ウ 障害福祉サービス等報酬改定等

骨太方針 2017 においては、改正障害者総合支援法³⁸の施行に向け、新しく創設するサービス等の具体的内容を検討し、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定で対応する方向性が示されていた。

最終的な改定率については、平成 29 年 12 月 18 日の大臣折衝を経て、+0.47% (国費ベースで約 57 億円) とされた。障害者の重度化・高齢化への対応や、医療的ケア児³⁹への支援、就労支援サービスの質の向上、自立生活援助⁴⁰など新サービスの報酬を設定すること等を総合的に勘案した結果である。

なお、平成 29 年度末までの時限措置となっている「食事提供体制加算」⁴¹については、平成 27 年 12 月 14 日に公表された社会保障審議会障害者部会の報告書において、時限的な措置であること等を踏まえ見直しを検討すべきである旨の考えが示されていた。平成 30 年度報酬改定に当たり、厚生労働省は平成 29 年度末までとなっていた当該加算の期限を延長しない方針を一旦は示したが、関係団体等からの指摘等⁴²を受け、今回の改定では当該加算を継続することとした⁴³。

また、障害福祉サービスに関しては、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について「地域生活支援促進事業」として位置付け、質の高い事業実施を図るなど、地域生活支援事業等の拡充のために 493 億円 (前年度比+5 億円) が計上されている。さらに、就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進

³⁸ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)。障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを趣旨としている。

³⁹ 新生児集中治療室 (NICU) 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児。医療的ケア児の数は近年増加傾向にあり、平成 27 年度時点で約 1.7 万人とされている。(平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究 (田村班)」の中間報告)

⁴⁰ 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により障害者の理解力や生活力等を補う観点から、適時適切な支援を行うサービス。改正障害者総合支援法に基づき新たに創設された。

⁴¹ 通所施設に通う低所得者等に対する食費の軽減措置。

⁴² NPO 法人日本障害者協議会の藤井代表は、食事提供体制加算がなくなれば低賃金の障害者にとって過大な負担となる旨を指摘している。(『東京新聞』(平 29. 12. 15))

⁴³ なお、当該加算については、食事の提供に関する実態等について調査・研究を十分に行った上で、今後の報酬改定において対応を検討することとされた。(加藤厚生労働大臣記者会見 (平 29. 12. 18) <<http://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000188684.html>>)

するとともに、防災体制等の強化を推進することとし、障害児や障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備のために72億円（同+1億円）が計上されている。

（2）医療・介護

ア 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金については、社会保障の充実分が充てられることとなっており、同基金の医療分としては、公費ベースで934億円（前年度比+30億円）が計上されている⁴⁴。医療分については、平成28年度末までに各都道府県において策定が完了した地域医療構想⁴⁵を踏まえた上で、急性期病床から回復期病床への転換など病床の機能分化・連携の推進や、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援など居宅等における医療の提供、医師の偏在の解消や医療機関の勤務環境の改善等を踏まえた医療従事者の確保について活用することとされている。なお、平成30年度から始まる第7次医療計画⁴⁶及び第3期医療費適正化計画⁴⁷についても、地域医療構想の趣旨を踏まえ、作成することとされている。

同基金の介護分としては、公費ベースで724億円が計上されている⁴⁸。介護分（国費）については、地域密着型サービス施設の整備に必要な経費等の助成を行う介護施設等の整備に関する事業に423億円、多様な人材の参入促進や資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から踏まえた介護事業者の確保に関する事業に60億円がそれぞれ向けられる。

イ データヘルス改革の推進⁴⁹

保健医療ビッグデータの利活用の推進のため、健康、医療、介護のビッグデータを連結した「保健医療データプラットフォーム」の構築に向けてデータ分析環境の整備等を行うとともに、「全国保健医療情報ネットワーク」の整備に向けた実証等を行うこととし、85億円（前年度比+68億円）が計上されている。

ウ 介護保険制度による介護サービスの確保

平成29年に成立した介護保険法等改正法には、市町村による自立支援・重度化防止に向けた取組に対する財政的インセンティブの付与の規定の整備等による保険者機能の強

⁴⁴ 内訳は、国費が622億円、地方費が311億円となっている。なお、計数は四捨五入の関係により端数において合計と合致しない。

⁴⁵ 医療介護総合確保推進法により策定されることとなったもので、平成37年（2025年）に向けた病床の機能分化・連携の推進のため、医療機能ごとに同年の医療需要と病床の必要量について推計の上、定められている。

⁴⁶ 医療計画とは、各都道府県が、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するものである。なお、平成30年度は第7期介護保険事業計画の開始年度でもあり、両計画の整合性を確保することが重要とされている。

⁴⁷ 医療費適正化計画とは、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国及び都道府県が定めるものである。

⁴⁸ 内訳は、国費が483億円、地方費が241億円となっている。

⁴⁹ ゲノム医療・AI等の最先端技術やビッグデータの活用、ICTインフラの整備等を戦略的かつ一体的に展開し、国民が世界最高水準の保健医療サービスを効率的に受けられる環境を整備しようとするもの。平成29年1月、厚生労働省内に同省大臣を本部長とする「データヘルス改革推進本部」が立ち上げられ、平成32年度（2020年度）の健康・医療・介護ICT本格稼働を目指すこととされている。

化等の取組の推進や、介護保険利用者負担割合の2割から3割への引上げ⁵⁰、介護納付金における総報酬割の導入⁵¹等の内容が盛り込まれている⁵²。このうち、保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与の在り方については、骨太方針2017において、地方関係者等の意見も踏まえながら交付金の在り方を検討し、早期の具体化を図ることとされていた。その後、予算編成過程における検討を経て、平成30年度予算において、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するため保険者機能強化推進交付金を新たに創設することとし、同交付金に200億円が計上されている。また、平成29年12月18日の大臣折衝において、同交付金の交付について着実にその効果が発揮されるよう適切な評価指標等を設定するなどとされた。

（3）生活保護制度の適正な実施及び生活困窮者自立支援の強化

生活保護に係る国庫負担金については、2兆8,637億円（前年度比▲166億円）が計上されている。生活保護制度における生活扶助基準は、一般低所得世帯の消費実態との均衡が図られているか否かについて5年ごとに見直されることとなっており、平成30年度はその見直しの年に当たる。骨太方針2017においても、一般低所得世帯の消費実態との均衡等の観点から、生活扶助基準についてきめ細かく検証することとされていた。

平成29年12月8日、社会保障審議会生活保護基準部会において、生活扶助基準について検証結果を機械的に当てはめると最大で1割以上引下げがなされるとの試算が示されたが、同部会の委員から「引下げ幅が大きすぎる」との意見が出ていた⁵³。同月14日に同部会が公表した生活扶助基準の見直し等に関する報告書においては、検証結果を機械的に当てはめることのないよう強く求めるとした上で、現在生活保護を受給している世帯や一般低所得世帯への影響に十分配慮することはもとより、生活扶助基準を参照する他制度への影響にも配慮することが重要である旨が記載された。

最終的には、厚生労働省は平成30年度予算において、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図り生活扶助基準を見直すとした上で、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなるように、個々の世帯での生活扶助費や母子加算等の合計の見直しを段階的に実施し、その減額幅を現行基準から5%以内にとどめる方針を示した。生活扶助のうち、子どもの自立助長を図る観点から設けられている児童養育加算⁵⁴については、支給対象を現行の「中学生まで」から「高校生まで」に拡大し、金額は一律1万円とする⁵⁵。

⁵⁰ 一定以上の所得のある2割負担者のうち、現役並所得者の負担割合を3割とすることとされている。

⁵¹ 平成30年度予算において、介護納付金の総報酬割の導入に伴う負担増を踏まえ、一定の被用者保険者に対して財政支援を行うこととし、94億円が計上されている。

⁵² 「介護納付金における総報酬割の導入」については平成29年8月分の介護納付金から段階的に適用、「介護保険利用者負担割合の2割から3割への引上げ」については平成30年8月から施行されることとなっている。

⁵³ 『読売新聞』（平29.12.9）

⁵⁴ 児童手当制度の創設により一般世帯において児童の健全育成のための養育費が支給されることとなったことに伴い、生活保護においても、児童の教養文化的経費や健全育成に資するためのレクリエーション経費等の特別需要に対応するものとして、昭和47年に創設された。

⁵⁵ 現行の児童養育加算の金額は児童手当と同額で、「3歳以上かつ小学校修了前の第1・2子」及び「中学生」に対して月1万円、「3歳未満」及び「3歳以上かつ小学校修了前の第3子以降」の子どもに対して月1万5,000円となっている。

また、ひとり親世帯の生活水準の保持に資する母子加算については、現行の「平均月約2万1,000円」から「平均月約1万7,000円」に引き下げることとする⁵⁶。

そして、生活保護に係る国庫負担金のうち17億円を活用し、新規事業として、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、一時金を支給することとされている⁵⁷。なお、生活保護世帯の子どもの自宅から大学等に通学する場合、出身世帯の住宅扶助費については減額しないこととされている。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援制度を強化し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進するため、政府は平成30年の常会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出することを予定している。平成30年度から各種事業を実施・拡充することとし、432億円（前年度比+32億円）が計上されており、自立相談支援事業と家計相談支援事業及び就労準備支援事業を連続的・一体的に実施した場合は、家計相談支援事業の補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げ、就労準備支援事業の利用促進のインセンティブの付与を図ることとされている。また、子どもの学習支援事業⁵⁸の推進に47億円（同+12億円）、新規事業として、就労準備支援・ひきこもり支援の充実に13億円、生活保護受給者に対する家計相談支援の強化に2.3億円、居住支援の推進に2億円、ホームレス支援の推進に1.1億円がそれぞれ計上されている。

（4）待機児童解消に向けた総合的な子育て支援等

ア 保育の受皿拡大等

待機児童の解消に向け、保育所や小規模保育等の施設整備費について補助率の嵩上げ（2分の1→3分の2）等の支援を引き続き実施し、保育所等の整備等による受入児童数の拡大を図るなど、保育の受皿拡大のために889億円（前年度比+200億円）が計上されている。

また、保育所等での事故を防止するため、保育所等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援するなど、安心・安全な保育の実施への支援として24億円（前年度比+1億円）が計上されている⁵⁹。

イ ひとり親家庭等の自立支援の推進等

「すくすくサポート・プロジェクト」⁶⁰に基づき、ひとり親家庭の自立を支援するた

⁵⁶ 平均月額は、子ども一人の場合の額である。

⁵⁷ 平成30年度入学者から対象とし、自宅生に10万円、自宅外生に30万円が支給される。

⁵⁸ 高校を中退した人、中学卒業後進学していない人等を含めた「高校生世代」への就職・再就学・進学など進路選択の基礎づくりのための支援を充実させるとともに、学齢期における早期支援や親への養育支援を通じた家庭全体への支援を行う観点から、小学生がいる世帯への巡回支援等を実施する等の施策が予定されている。

⁵⁹ 平成29年度補正予算においては、保育所等における事故防止対策の推進として、睡眠中等の場面で発生しやすい重大事故を防止するため事故防止に役立つ備品の購入に必要な経費を補助することとし、3.1億円が計上されているほか、前述のとおり、「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受皿整備の推進のために643億円が計上されている。

⁶⁰ ひとり親家庭・多子世帯等自立応援及び児童虐待防止対策強化を盛り込んだ、すべての子どもの安心と希望を実現するためのプロジェクト。内閣府に設置され総理を会長とする「子どもの貧困対策会議」において決

め、相談窓口のワンストップ化の推進や子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援を実施するなど、ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化のため124億円（前年度比＋8億円）が計上されている。

また、児童扶養手当については、扶養親族等の数が1人の場合に全部支給となる所得制限限度額が収入ベースで130万円から160万円へ引き上げられる⁶¹。なお、政府は、当該手当の支給回数について、平成31年度11月支給（8～10月分）から、現行の年3回（4、8、12月）から年6回（奇数月の隔月支給）とする法律案を平成30年の常会に提出する予定である⁶²。

ウ 「新しい社会的養育ビジョン」⁶³等を踏まえた児童虐待防止対策の推進・社会的養育の充実

児童虐待防止対策⁶⁴の推進及び社会的養育の充実のため、1,548億円（前年度比＋55億円）が計上されている。児童虐待防止に向け迅速かつ的確に対応するため、中核市・特別区における児童相談所の設置⁶⁵や市区町村子ども家庭総合支援拠点⁶⁶を設置するための支援等が行われる。また、家庭養育の推進に向け、里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う体制構築への取組等を通じた里親制度の普及促進を図るとともに、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」⁶⁷の施行に向け、同法で許可制が導入されることに伴い求められる人材育成を進めるため、民間あっせん機関の職員に対する研修事業等を創設することとされている。さらに、「特別養子縁組制度」⁶⁸についても周知広報の充実を図ることとされている。

定された。

⁶¹ この引上げにより、一部支給から全部支給となる者が約15万人、一部支給額が増額される者が約40万人に上るとされている。

⁶² 参議院厚生労働委員会における「児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平28.4.28）において、「ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること」とされていた。

⁶³ 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）（以下「平成28年児童福祉法等改正法」という。）の理念を具体化するため、平成29年8月2日、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において取りまとめられた。この中では、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満についてはおおむね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについてはおおむね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降はおおむね10年以内を目標に里親委託率50%以上を実現するなどの目標が掲げられている。

⁶⁴ 厚生労働省の「平成28年度福祉行政報告例の概況」によると、平成28年度中に児童相談所が対応した児童虐待相談件数は12万2,575件で過去最多となっており、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）施行前の平成11年度（1万1,631件）と比べ、およそ10.5倍に増加している。また、相談の種別については、「心理的虐待」が6万3,186件と最も多く、次いで「身体的虐待」が3万1,925件となっている。

⁶⁵ 平成29年4月1日時点で、児童相談所は日本全国で210か所となっている。また、平成28年児童福祉法等改正法により、平成29年4月から特別区においても児童相談所の設置が可能となっている。

⁶⁶ 子ども及びその家庭並びに妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

⁶⁷ 平成28年法律第110号

⁶⁸ 平成29年6月30日、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」は特別養子縁組制度に関する報告書（「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」）を取りまとめた。同報告書においては、一人でも多くの子どもが家庭と同様の養育環境において継続的に養育され、子どもの福祉の増進を図ることができようとする観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する提言を目指すとした上で、特別養子縁組の養子の上限年齢（現行は原則6歳未満）の引上げや養親となる者

(5) 働き方改革の着実な実行

ア 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の処遇改善

同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援のため 19 億円（前年度比+12.1 億円）が計上されている。非正規雇用労働者の処遇改善に向け、各企業が賃金制度を含め待遇全般の点検等を円滑に行うため、業界別の特性を踏まえた「同一労働同一賃金導入マニュアル」を作成し、周知・啓発を図るとともに、都道府県労働局において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談支援等を行うこととされている。また、働き方改革推進支援センター⁶⁹を設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助等を実施することとされている。

さらに、キャリアアップ助成金⁷⁰の平成 30 年度予定額として、923 億円（前年度比+263 億円）が計上されている。非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金規定や諸手当制度の共通化を図った際に、その人数に応じて助成額を加算する拡充等を行うこと等により、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善を推進するなどとされている⁷¹。

イ 長時間労働の是正や健康に働くことができる職場づくり

長時間労働の是正のため、247 億円（前年度比+57 億円）が計上されている。過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた働き方改革推進支援センターの設置や、医療従事者を始めとした業種ごとの勤務環境の改善、都道府県労働局及び労働基準監督署に配置している時間外及び休日労働協定点検指導員等の増員等による長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等が実施される。また、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など「過労死等の防止のための対策に関する大綱」⁷²に基づき過労死等防止対策を推進することとされている。

さらに、健康に働くことができる職場環境の整備のため 70 億円（前年度比+10 億円）が計上されている。全国の産業保健総合支援センター⁷³における産業医・保健師等によ

の負担軽減の必要性等の論点が提示された。また、平成 29 年 7 月 20 日に初会合が開かれた、法務省や厚生労働省、最高裁判所が参加する「特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会」（公益社団法人商事法務研究会主催）においても、特別養子縁組の養子となる者の年齢要件の緩和等について議論がなされている。

⁶⁹ 人材の定着確保や育成を目的とした雇用管理改善や業種の特性に応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談、非正規雇用労働者の処遇改善対応に向けた専門家による個別相談援助など総合的な支援を行うため、民間団体等への委託により、47 都道府県に設置される予定となっている。

⁷⁰ 非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化や処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成を行うもので、計 8 つのコースが設けられている。

⁷¹ 例えば、「賃金規定等共通化コース」では、対象労働者 1 人当たり 2 万円（大企業の場合は 1.5 万円）の加算措置が追加され（生産性の向上が認められる場合はそれぞれ 2.4 万円、1.8 万円となる）、「諸手当制度共通化コース」では、対象労働者 1 人当たりの加算措置のほか、同時に 2 つ以上の諸手当を導入した場合に、2 つ目以降の手当 1 つにつき、16 万円（大企業の場合は 12 万円）の加算措置が追加されている（生産性の向上が認められる場合にはそれぞれ 19.2 万円、14.4 万円となる）。

⁷² 過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目指し、「過労死等防止対策推進法」（平成 26 年法律第 100 号）に基づき、平成 27 年 7 月 24 日に閣議決定された。

⁷³ 産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的とし、独立行政法人労働者健康安全機構により 47 都道府県に設置されている。（同機構HP<<https://www.johas.go.jp/Default.aspx?TabId=578>>）

る訪問指導の拡充や、産業保健関係者や事業者向け産業保健研修の充実等により、中小企業等の産業保健活動を支援するとともに、小規模事業場等に対する助成等の支援によるストレスチェック制度⁷⁴の実施を含むメンタルヘルス対策の推進等を実施することとされている。

ウ 柔軟な働き方がしやすい環境整備

平成 29 年度に刷新することとされている雇用型テレワーク⁷⁵のガイドラインについて、周知を図るとともに、テレワーク相談センター⁷⁶や国家戦略特別区域における導入支援、セミナーの開催等を行い、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、5.7 億円（前年度比+0.2 億円）が計上されている⁷⁷。

また、副業・兼業についても、働き方改革実行計画を踏まえ、柔軟な働き方の一つとして、長時間労働を招かないよう配慮しつつ、副業・兼業の推進に向けたガイドライン等を策定し周知を行うことにより普及促進を図ることとし、1.1 億円（前年度比+2,200 万円）が計上されている。

エ 生産性向上、賃金引上げのための支援

最低賃金⁷⁸や賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援に 247 億円（前年度比+38 億円）が計上されている。生産性向上に資する設備投資等への助成の拡充により、賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者を支援するとともに、働き方改革推進支援センターにおける専門家による業務改善方法の提案や、生活衛生関係営業者の収益力向上に関するセミナーへの専門家派遣等、生産性向上等のための取組を進めるなどとされている⁷⁹。

オ 女性の活躍推進

リカレント教育など個人の学び直しへの支援の一環として、子育て女性や社会人を対象としたリカレント教育講座、土日・夜間講座、完全 e ラーニング講座など対象講座の

⁷⁴ 「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 82 号）に基づき平成 27 年 12 月から創設された。労働者の心理的な負担の程度を把握するため、医師や保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務付ける（従業員 50 人未満の事業場については当分の間努力義務とする）とともに、ストレスチェックを実施した場合に、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で必要な場合には、作業の転換や労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととされている。

⁷⁵ 企業に勤務する被雇用者が行うテレワークで、自宅を就業場所とする「在宅勤務」、施設に依存せずに時・場所を問わず仕事が可能なる「モバイルワーク」、サテライトオフィスやテレワークセンター等を就業場所とする「施設利用型勤務」が含まれる。雇用型テレワークのほか、個人事業者・小規模事業者等が行う「自営型テレワーク」があり、平成 30 年度予算においては、自営型テレワークの就業環境の整備のため、7,100 万円（前年度比+3,500 万円）が計上されている。

⁷⁶ テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等に関する質問への対応のほか、テレワークの導入を検討する企業に対し労務管理等について訪問によるコンサルティングを実施している。

⁷⁷ なお、「新しい経済政策パッケージ」においては、「生産性革命」の一環として「多様で柔軟なワークスタイルの促進」を掲げ、テレワークについて、長時間労働の防止や適切なセキュリティ対策を図りつつ、その普及のため平成 29 年度中にガイドラインを改定するとともに、テレワークによる生産性向上の効果について実証的に分析し、その結果を基に経営層の意識改革を図るとの方針が示されている。

⁷⁸ 平成 29 年度の地域別最低賃金の全国加重平均額は 848 円（前年度比+25 円）となっている。

⁷⁹ 平成 29 年度補正予算において、「生産性革命」に向けた集中的な支援を早期に図る観点から、生産性の向上に資する設備投資等を行い、事業場内の最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対する助成金について、その支給対象地域を全国に拡大することとし、6 億円が計上されている。

多様化、利便性の向上に加え、託児サービス付き訓練や保育士等の職場復帰を支援するハロートレーニング⁸⁰の充実など、女性の活躍促進に向け職業能力開発を推進することとし、502 億円（前年度比+298 億円）が計上されている。

また、男性の育児休業の取得促進⁸¹、育児・介護等により離職した者の復職を支援するため、助成金の支給等により、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業主等を支援するとともに、マザーズハローワーク事業⁸²の拠点数の拡充及び仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進することとし、281 億円（前年度比+130 億円）が計上されている。

カ 人材確保対策の推進

人材確保対策の総合的な推進として 278 億円（前年度比+39 億円）が計上されている。福祉分野など雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するとともに、事業主の雇用管理改善に対する助成や働き方改革推進支援センター等における相談支援を通じて、人手不足分野における総合的な人材確保対策を推進することとされている。また、人手不足の中小企業を中心とした求人者のニーズを踏まえた求職者の掘り起こしを積極的に展開することで、労働市場の需給調整機能の強化が図られる。

さらに、保育・介護人材の確保のために 31 億円（前年度比+2 億円）が計上されている。保育人材⁸³の確保のため、保育補助者⁸⁴の雇上げ支援や保育士資格の取得支援について要件の緩和等を行う⁸⁵とともに、介護未経験者に対する入門的研修の創設や介護を知るための体験型イベントの開催など、多様な介護人材の確保に向けた取組を推進することとされている。

キ 治療と仕事の両立

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成 28 年 2 月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」⁸⁶の普及推進など、両立支援の導入・拡充に向け、周知・啓発を推進するとともに、企業における治療と仕事の両立を図るための制度の導入に対して助成金による支援を行うこととし、14 億円

⁸⁰ 希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識等を習得することができる公的制度である公的職業訓練の呼称。

⁸¹ 厚生労働省「平成 28 年度雇用均等基本調査」によると、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 1 年間に配偶者が出産した男性のうち、平成 28 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合は 3.16%で、前回の平成 27 年度調査と比し 0.51 ポイント上昇した。

⁸² 子育て中の女性のほか、子育て中の男性や子育てをする予定のある女性に対する再就職支援を実施するもので、全国に 21 か所（平成 29 年 7 月 24 日時点）設置されている。マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等の中核的な都市については、再就職支援のため、ハローワークに「マザーズコーナー」が 173 か所（同時点）設置されている。

⁸³ 内閣府に予算が計上されている子ども・子育て支援新制度の実施の一環として、平成 29 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.1%）を平成 30 年度の公定価格にも反映することとされている。

⁸⁴ 保育士資格を持たない短時間勤務の保育従事者。

⁸⁵ 平成 29 年度補正予算において、保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務の ICT 化に必要な経費を補助することとし、保育所等における ICT 化の推進に 13 億円が計上されている。

⁸⁶ 事業場が、がんや脳卒中等の疾病を抱える人々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活を両立できるようにするため、事業場における取組等をまとめたもの。

(前年度比+3億円)が計上されている。

また、主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターを育成・配置するなど、トライアングル型サポート体制の構築のため、25億円(前年度比+6億円)が計上されている。

5. その他の主要施策

(1) 「地域共生社会」⁸⁷の実現に向けた地域づくり

住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりを支援するとともに、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりを進めることとし、地域の支え合いの再生、包括的な相談支援等の推進のため、35億円(前年度比+8億円)が計上されている。このうち、包括的な支援体制の構築のため、26億円(同+6億円)が計上されている。具体的には、平成29年の社会福祉法改正⁸⁸を踏まえ、住民、行政や関係機関が協働して包括的な支援体制を構築できるよう、住民学習会の実施や住民に身近な地域における分野を超えた総合的な相談体制づくりなど市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図るとともに、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を強化することとされている。

(2) 食の安全・安心の確保等

食品安全に対する消費者の意識の高まり等に対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行い、また、食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進めるなど、食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等のため12億円(前年度比+1億円)が計上されている。

また、食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、国内のHACCP⁸⁹の制度化を推進し、さらに、食品等事業者による営業許可等の申請手続の効率化や食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤システム整備⁹⁰を進めることで、飲食に起因する事故の発生を防止し、食品等事業者の行政手続コスト及び地方自治体の業務の軽減を図ることとされている。こうした取組に3.1億円(前年度比+0.5億円)が計上

⁸⁷ 「支え手」側と「受け手」側が固定されることなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会。複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、介護保険法等改正法において社会福祉法が改正された。

⁸⁸ 前掲注87

⁸⁹ Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称で、食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。なお、平成30年の常会において、HACCPによる衛生管理の制度化等を盛り込んだ食品衛生法等の改正法案が提出される予定である。

⁹⁰ システム開発経費は平成30年度及び31年度の国庫債務負担行為(3.4億円)として計上されている。

されている。

（３）受動喫煙対策、がん・肝炎対策

飲食店等における喫煙専用室等の整備に対する助成や自治体が行う指定屋外分煙施設⁹¹の整備への支援、国民や施設の管理者への受動喫煙防止に関する普及啓発を行うなど、受動喫煙防止対策の推進⁹²のために42億円（前年度比+32億円）が計上されている。

がん対策については、平成29年10月に閣議決定された第3期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の3つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図ることとし、358億円（前年度比+44億円）が計上されている⁹³。

肝炎対策については、肝炎対策基本指針に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標に、肝炎医療や肝炎ウイルス検査等の肝炎対策を総合的に推進するため、168億円（前年度比+15億円）が計上されている。なお、このうち10億円については、新規事業として、肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療に係るガイドラインの作成など肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進する仕組みの構築に活用される⁹⁴。

（４）自殺総合対策の更なる推進

自殺対策基本法⁹⁵及び平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援するとともに、子ども・若者自殺対策について、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を図るため、ICTを活用した相談窓口への誘導やSNSによる相談、若者の居場所づくり支援を行うこととし、26億円（前年度比+1億円）が計上されている。

また、地域自殺対策推進センターが管内市町村の自殺対策計画の策定等を支援等できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センター⁹⁶における調査研究等の推進

⁹¹ 受動喫煙の防止に資するよう、屋外の不特定多数の人々が利用する場所において分煙を行う施設。

⁹² 2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、関係省庁において「受動喫煙防止対策強化検討チーム」による検討が行われていた。そして、平成29年3月、「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」が取りまとめられ、医療施設、小中高校等の健康上の配慮を要する者が利用する施設は敷地内禁煙、大学や老人福祉施設、バス・タクシー等については屋内・車内禁煙（喫煙専用室設置も不可）などとする考えが示されたが、第193回国会において受動喫煙防止対策のための法律案は提出されなかった。望まない受動喫煙の防止を図るため、政府は健康増進法の改正法案を平成30年の常会に提出する予定である。

⁹³ がん対策推進基本計画は「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）に基づき策定されることとなっている。第3期計画においては、全体目標として「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」、「患者本位のがん医療の実現」及び「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」が掲げられ、3つの柱を支えるべく、がん研究や人材育成、がん教育、普及啓発に取り組むこととされている。

⁹⁴ 「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）の附則第2条第2項において、「肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする」とされている。

⁹⁵ 平成18年法律第85号

⁹⁶ 「自殺対策基本法の一部を改正する法律」（平成28年法律第11号）の理念及び趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供及び民間団体を含

を図るため、4.8億円が計上されている。

(5) 成年後見制度の利用促進

平成30年度に関係事務が内閣府から厚生労働省に移管されることを踏まえ、専任の体制を社会・援護局に置き、老健局及び障害保健福祉部と連携しながら取組を進めていくこととされている。その上で、成年後見制度利用促進のため、認知症総合戦略推進事業の3.3億円の内数を活用し、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談機関やネットワークの構築等の体制整備、認知症高齢者の意思決定支援のための普及・啓発を実施することとされている。また、地域医療介護総合確保基金の介護分(483億円)の内数を活用し、成年後見制度の利用に当たっての支援を切れ目なく一体的に確保するべく、権利擁護人材の育成を総合的に推進する権利擁護人材育成事業を実施することとされている。

6. おわりに

平成30年度予算では、平成28～30年度の3年間で社会保障関係費の実質的な増加額を1.5兆円に抑えるという目安の下、当初6,343億円とされた増加額について、診療報酬の薬価等改定や薬価制度の抜本改革等により、結果として4,997億円と目安の範囲内に抑制された。平成30年度は増加額抑制について目安が示された最終年度ではあるが、骨太方針2015において「2020年度(平成32年度)に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す」とされていることや、「新しい経済政策パッケージ」において平成30年の『「経済財政運営と改革の基本方針」』において、「プライマリーバランス黒字化の達成時期、その裏付けとなる具体的かつ実効性の高い計画を示すこととする」とされていることに鑑みれば、平成31年度以降においても、社会保障関係費の合理化・効率化に引き続き取り組む必要がある。

平成30年度の同時報酬改定では、薬価等の面で社会保障関係費の抑制が行われ、診療報酬の本体部分、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬についてはプラス改定が実施されることとなっている。約800万人とされる団塊の世代が全員75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、医療・介護の需要の更なる増加が見込まれているところ、良質な医療・介護サービスを提供するための体制をどのように構築し、そのための財源をいかに確保していくのか。消費税率の引上げによる増収分を用途変更の上財源に充てることとされている「人づくり革命」、また、全世代型社会保障への転換など、様々な施策の実施を政府が表明する中、財政健全化や国民の負担の在り方等の観点も踏まえた今後の対応が注目される。

(うのせ ゆうご)

め地域の自殺対策を支援する機能の強化を実施する。また、地域の自殺対策を進める上で重要な役割を果たす地域自殺対策推進センターを専門的観点から技術的に支援する(自殺総合対策推進センターHP<<http://jssc.nenp.go.jp/about.php>>)。参議院厚生労働委員会における「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」(平成27年6月2日)等を踏まえ、それまでの「自殺予防総合対策センター」が改組され、平成28年度から新たに「自殺総合対策推進センター」が創設された。